四項の項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に、「当該翌年中」を「まで」に、「同じ。）に当該各号」を「内に当該各号」に、「同じ。）に当該買換資産」を「内に買換資産」に改め、同表第三十七条第六項の項中「同条第二項」を「第四項」に、「第三十七条第四項の規定」を「場合」に、「この条」を「この項及び次項並びに第三十七条の三第三項」に改め、同表第三十七条第八項の項を次のように改める。

第三十七条第八項	第一項の表	第三十七条の五第一項の表

第三十七条の五第二項の表第三十七条の二第二項の項を次のように改める。

第三十七条の二第二項	準用する同条第一項	準用する第三十七条の五第一項
	に同条第四項	に前条第四項
	の規定により読み替えられた同条第一項	において準用する第三十七条の五第一項
		ときき、又はその買換資産の地域が同条第四項の地域と異なることとなつたこと若しくはその買換資産（同条第一項の表の第七号に係るものに限る。）の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産のこれらの地域の区分と異なることとなつたことにより同条第一項に規定する譲渡があつたものとされる部分の金額に過不足額があるとき
	同項の事業の用	第三十七条の五第一項に規定する事業の用又は居住の用

第三十七条の五第四項中「前項」の下に「の規定」を加え、「の規定により読み替えて」を「において」に、「及び第六項から第八項まで」を「、第六項、第七項及び第九項」に改める。

第三十七条の十第一項中「第三項第四号」を「第三項第五号」に改め、同条第三項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「もの」の下に「で、当該株式又は出資が法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。以下この号において同じ。）の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたもの」を加え、同項第八号を同項第九号とし、同項第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「以外のもの及び」を「及び同条第十二号の十五の二に規定する株式分配以外のもの並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法人の株主等がその法人の行つた法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（当該法人の株主等に同号に規定する完全子法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかつたもので、当該株式又は出資が同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十二第二項及び第四項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十七条の十二の二第二項第五号中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に改め、同条第九項中「同法第百二十三条第一項」を「同項」に改め、「の合計額をこえる」及び「の合計額を超える」を削る。

第三十七条の十三第一項第四号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十四第一項中「居住者又は」を「金融商品取引業者等（第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。以下この条及び次条において同じ。）に非課税口座を開設している居住者又は」に改め、「非課税口座に第五項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に、非課税口座内上場株式等（」を削り、「振替口座簿をいう。」の下に「以下この項、」を加え、「され、又は」を「され、若しくは」に、「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。第四項及び第五項並びに次条において同じ。）であつて次に掲げるものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。）のうち当該非課税管理勘定に係るものの当該非課税上場株式等管理契約に基づく」を「第一号に掲げる同号に規定する上場株式等又は非課税累積投資契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該非課税口座に保管の委託がされている第二号に掲げる第一号に規定する上場株式等（次項から第四項までにおいて「非課税口座内上場株式等」と総称する。）のそれぞれ次の各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る上場株式等（次に掲げる株式等、受益権及び投資口をいう。以下この条（第三項を除く。）及び次条（第三項及び第五項第六号を除く。）において同じ。）当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に行う当該非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡

イ　第三十七条の十第二項に規定する株式等（第四項及び次条において「株式等」という。）で第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げるもの（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの

ロ　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

ハ　第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

二　当該非課税口座に設けられた累積投資勘定に係る上場株式等で次に掲げるもの　当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後二十年を経過する日までの間に行う当該非課税累積投資契約に基づく譲渡

イ　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの

ロ　前号ロに掲げる上場株式等

第三十七条の十四第二項及び第三項中「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を加え、同条第四項中「非課税口座からの」を「非課税管理勘定又は累積投資勘定からの」に、「に基づく」を「又は非課税累積投資契約に基づく」に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改め、同項第一号中「次項第二号」の下に「及び第四号」を、「移管」の下に「、非課税管理勘定から当該非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定への移管」を加え、